

## 公示

### 【企画競争（簡易プロポーザル方式による選定）】

独立行政法人国際協力機構横浜国際センター（以下「JICA横浜」という。）は、2017年度課題別研修「日アフリカビジネスウーマン交流セミナー」にかかるフォローアップ調査に関し、別添のとおり業務実施契約（単独型）に基づくコンサルタントの選定（企画競争）を行います。

応募のための簡易プロポーザル作成にあたっては、別紙の「応募手続き」を参照の上、作成・提出願います。

なお、本件に関する問い合わせは、JICA横浜 研修業務課（電話：045-663-3253、担当：安藤）宛に願います。

2017年5月19日

独立行政法人国際協力機構  
横浜国際センター契約担当役  
所長 朝熊 由美子

## 業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き

## 1. 競争参加資格（簡易プロポーザル提出の資格）

（1）以下のいずれかに該当する者は、契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。簡易プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 当該契約を締結する能力を有しない者  
成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者。
- 2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
破産手続開始決定を受け破産者となった者で、破産者であることに基づく法律的欠格を一般的に回復していない者。  
法人の場合、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人。
- 3) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者  
反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等。
- 4) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。  
具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（簡易プロポーザルの提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（簡易プロポーザル提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（簡易プロポーザルの提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

## 1) 法人の場合

- ① 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けていること。  
資格審査の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。
- ② 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

## 2) 個人の場合

「個人」とは、法人格を持たず、個人（自然人：physical person）の資格で競争に参加する方をいいます。JICA コンサルタント等契約においては、一般的に「個人コンサルタント」と称しています。

なお、所属先を有する方についても、所属先の了解を得た上で、個人の資格で競争に参加することができます。

- ① 国際協力人材登録（簡易登録での応募は不可）が完了していること。
- ② 納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）が簡易プロポーザル

ル及び見積書とともに提出されていること。ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で代替することを認めます。

- ③ 所属先を有する者（所属先を有するが、個人の資格で応募する者）は、契約に基づく業務への従事について所属先の同意を得ていること。簡易プロポーザル提出時に「同意書」の添付を求めるものではありませんが、契約交渉の際に確認させていただきます。
- ④ 日本国内に居住していること（具体的には、公示時点で日本国内の住民票を有していることとします）。簡易プロポーザル提出時に「住民票」の添付を求めるものではありませんが、契約交渉の際に、必要に応じ確認させていただきます。

## 2. 簡易プロポーザルの作成・提出

簡易プロポーザルの作成に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」を参照願います。

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))。

簡易プロポーザルは、以下（1）～（9）の文書から成ります。簡易プロポーザル表紙に【チェック・リスト】がありますので、それで確認してください。

また、提出先宛名については、次のとおりとして下さい。

独立行政法人国際協力機構 横浜国際センター 契約担当役 所長

### 【必須提出書類】

- （1）簡易プロポーザル提出に係る頭紙（様式1-2）
- （2）簡易プロポーザル本体（簡易プロポーザル表紙は様式2-2）
- （3）見積書
- （4）納税関係書類（個人コンサルタントのみ）

### 【該当する場合のみの提出書類】

- （5）語学に関する証明書
- （6）学位・資格等に関する証明書（写）
- （7）「標準経験年数を満たさない格付けの提案について」（様式2-3）
- （8）「業務期間が重複して応募する案件について」（様式2-4）
- （9）雇用保険・健康保険がない場合の確認書類（法人のみ）

簡易プロポーザルの提出は、原則として、電子メールによる電子データ提出としています。以下のステップで提出下さい。

#### （1）PDF ファイル化

上述の提出文書全てを取りまとめ、順番を確認し、原則として1つのPDF ファイルとしてください（チェック・リストで確認して下さい）。提出文書は白黒で構いません。容量が大きくなる場合は、複数のファイルとして構いません。

ファイル名は、以下のとおりとして下さい。

法人の場合：「日アフU\_御社名」

個人の場合：「日アフU\_個人名」

#### （2）パスワードの設定

PDF ファイルにパスワードを設定してください。

PDF ファイルにパスワードが設定できない場合は、ワード、エクセル等の各種ファイルのパスワード

ド機能を利用して下さい。

### (3) 下記アドレスへの送付

提出期限（時刻）までに、PDF ファイルを次のアドレス（yicott1@jica.go.jp）まで送付下さい。メールの件名は、上述のファイル名と同一として下さい。また、セキュリティ確保の観点から、パスワードは別メールで送付下さい。

また、受領制限がありますので、1回の送付メールの容量は3MB 以下として下さい。3MB を超える場合は、複数回に分けて送付して下さい。その場合、ファイルの前後関係が分かるようにして下さい。

なお、同一社から複数の案件に応募する場合は、案件ごとに分けて送付して下さい。

ZIP形式による添付ファイルは受け付けません。

郵送による提出も受け付けています。以下の住所に郵送して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

郵送の場合のみ、各種書類受領書（様式3）1部を同封して下さい。

〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 横浜国際センター 研修業務課 安藤 宛

### 3. 簡易プロポーザルの無効

提出された簡易プロポーザルが次の事項に該当した場合、簡易プロポーザルは無効となりますので、ご留意下さい。

- (1) 上記1. に掲げる競争参加資格のない者が簡易プロポーザルを提出したとき
- (2) 提出期限後に簡易プロポーザルが提出されたとき
- (3) 提出された簡易プロポーザルに記名、押印がないとき
- (4) 同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上の簡易プロポーザルが提出されたとき
- (5) 日本国籍を有しない業務従事者を配置したとき
- (6) 複数の業務従事者を配置したとき
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前項に掲げるほか、本留意事項及び参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 4. 業務期間重複案件への同一業務従事者による複数応募

- (1) 既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。
- (2) 業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に既に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募を受け付けます。
- (3) ただし、簡易プロポーザルの提出期限が同日である複数の案件に同一の業務従事者を配置して応募することは、複数の案件で優先契約交渉権者となる可能性が出てくるため、認められません。

### 5. 情報の公表について

本公示による評価結果、契約内容等については、コンサルタント等契約情報として、原則機構ホームページ上に公表します。以下に示します具体的公表内容をご承知の上、簡易プロポーザルの提出を行っていただきますようお願いいたします。

なお、簡易プロポーザルの提出をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 選定結果の公表

本公示により、簡易プロポーザルを提出するコンサルタント等については、その選定結果を機構ホームページ上に公表します。

(2) 契約内容の公表

本公示により契約に至った契約先に関する情報を次のリンクのとおり公表します

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)。

(3) 一定の関係を有する法人との契約に関する情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとなりましたので、次のリンクのとおり情報を公表します

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))。

1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

6. その他

(1) 不採用になった簡易プロポーザル(正)及び見積書(正)は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を横浜国際センター 研修業務課にご連絡下さい。連絡がない場合は機構で処分します。

(2) 簡易プロポーザルの作成及び上記プレゼンテーションに係る経費につきましては、応募者の負担とさせていただきますので、ご了解願います。

(3) 治安の急変等により、案件実施が中止または延期されることがありますので、予めご留意下さい。

以 上